

死亡労働災害速報（令和5年3月）

（建災防宮城県支部）

移動式クレーンで吊った足場から転落			
発生日月	令和5年3月17日 午後4時40分頃		
業種	建築工事業	事業場規模	不明
事故の型	墜落・転落	起因物	移動式クレーン
発生状況	<p>17日夕方、仙台市内の建設会社で、移動式クレーン（トラッククレーン車）で3メートルほどの高さに吊ったパレットを足場にして、溶接作業をしていた60代の男性作業員が、地面に落下し胸などを強く打ち死亡した。</p> <p>被災者は、ヘルメットは着用していたものの墜落制止用器具（安全帯）などは身に着けていなかった。（マスコミ報道より）</p>		
類似災害防止対策	<p>〔現在、関係機関で調査中のため、一般的な類似災害防止策を列挙します。〕 （本事故原因を示したものではありません。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 移動式クレーンにより、労働者を吊り上げて作業させないこと（注）。高所作業を行わせる場合は、法令に合致した足場の設置、または高所作業車を使用させること。 高所作業を伴う場合は、あらかじめ作業場所の地形、広さ、高さなどの状況を検討した上で作業方法を決定し、必要な人員、材料、足場、使用機械等を含めた作業計画を作成して、作業を行わせること。 工事開始に際しては、設計、施工計画、作業計画の各段階で、リスクアセスメントを実施し、法令の禁止事項はもとより、災害事例等を収集し、リスクの低減措置の高い対策を優先的に実施するとともに、本質安全化の推進を図ること。 作業員に対しては、基本的な安全衛生教育を実施するとともに、特に高所での作業に従事させる場合には、あらかじめ墜落防止対策、安全帯の使用方法等について教育訓練を行うこと。 経営幹部は、安全衛生管理の重要性について再確認し、安全衛生法令を順守する姿勢を内外に示すとともに、知識・経験を有する安全衛生管理の責任者を配置し、当該職務の履行を督励すること。 <p>（注）移動式クレーンによる労働者の運搬、吊り上げは禁止であるが、作業の性質上やむを得ない場合等で、転位・脱落防止措置等を講じた専用のとう乗設備を設け、かつ安全帯を使用させる場合は例外的に可能となる場合がある。</p>		

